

平成20年9月19日  
農林水産省生産局

## 第2回家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会の概要

### 記

#### 1. 日時

平成20年8月7日（木）13：30～16：20

#### 2. 場所

東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎4号館1219～1221号会議室

#### 3. 出席者

##### [委員]

秋岡委員、大森委員、川上委員（野上代理出席）、新山委員、西迫委員、  
信國委員、平位委員、廣川委員、松本委員、吉村委員

##### [事務局]

畜産部長、畜産振興課長、畜産振興課畜産技術室長、畜産振興課課長補佐（家畜  
改良推進第1班、家畜改良センター調整班、技術第1班）他

#### 4. 議事概要

信國座長の進行の下、事務局から「第1回家畜改良増殖制度の在り方に関する検討会  
の概要」、「家畜人工授精制度及び受精卵移植制度の概要と課題」について説明が行  
われた後、質疑応答及び意見交換が行われた。

委員からの主な発言は以下の通り。

##### （1）家畜人工授精師について

- ・講習会がどこの県で開催されているか、受講希望者が一元的に確認できるようにする  
べきではないか。
- ・家畜人工授精の技術や受胎率は地域によって差があるので、技術の平準化ができるよ  
うに技術講習会などを開催するべきではないか。
- ・自己の飼養する雌の家畜への人工授精は、家畜人工授精師の資格がなくても実施でき  
るとされているが、子牛登記等の登録をする際に問題が起こることもあるので、農家  
に講習を受けさせ、人工授精師として実施するようにできないか。
- ・自己の飼養する雌の家畜への人工授精について、現在の登録の段階での問題は規制を  
強化するという問題にはつながらないのではないか。

## （2）家畜人工授精用精液の流通について

- ・(社)全国和牛登録協会では、登録時に授精証明書に注入した精液ストローも添付するよう求めているが、法律で規定されていないのに、なぜ登録で必要なのか問われるのと、授精証明書に精液ストローを添付するようにすべきではないか。
- ・授精証明書に添付されずに余分となった精液証明書は、家畜人工授精簿に添付して保存することとなっているが、取り違え等を防止する観点から保存を徹底する必要があるのではないか。
- ・精液ストローに精液証明書を添付させるよりも、精液ストローに精液証明書の内容を印刷する方が望ましいのではないか。
- ・精液ストローに種畜の名前や精液採取年月日等の情報を記載したとしても、取り違え防止の観点から精液証明書は必要ではないか。
- ・精液ストローに記載できる情報量は限られるが、ロット番号などから精液を採取した種畜の情報を調べることができるシステムを作ることで対応できるのではないか。
- ・受胎率の低下等の要因を検討するためには採精状況をモニターするべきであるが、そのために、家畜人工授精師、獣医師に精液の注入報告をさせるべきではないか。

## （3）受精卵移植について

- ・受精卵移植については規制を強化すればコスト高になるが、規制を緩め、酪農・肉用牛生産の現場で受精卵移植に取り組みやすくするべきではないか。
- ・家畜体内受精卵移植の採取については、診療行為であることから、引き続き獣医師が行うべきではないか。
- ・家畜体内受精卵の採取については、家畜人工授精師が行っても良いのではないか。また、家畜体外受精卵の生産において、家畜卵巣からの家畜未受精卵の採取、その後の処理などは、獣医師や家畜人工授精師の指示の下、その他の者に行わせてもよいのではないか。
- ・技術の信頼性が前提であり、受精卵移植においても、その行為が診療であれば動物に対する診療の行為を規制する制度上の関係に留意するべきではないか。
- ・と畜場で採取した家畜卵巣からの家畜未受精卵の採取を、一定の衛生条件の下、人工授精所以外の場所でも実施できるようにすべきではないか。
- ・家畜体内受精卵や家畜卵巣を採取する家畜雌牛は獣医師の診断書が必要だが、遺伝性疾患の判断が難しい場合もあり、診断基準のマニュアルを整備すべきではないか。

以上